

役員報酬等の支給基準に関する規程

制定 令和2年1月30日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學寄附行為第39条の規定に基づき、役員
の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める
ところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人内において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員
の報酬等とは、報酬、賞与、退職金、退職慰労金その他の役員として
の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を
問わない。
- (5) 役員
の報酬等には、教員及び職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費交通費等及び手数料
等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (3) 特に功労のあった役員には、理事会の議を経て功労金を贈ることができ
る。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する一人当たりの報酬総額（年額、賞与含む。）の上限
の額は 2,800 万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において
決定する。

- 2 常勤の役員であっても、大学等法人内兼務者に対する一人当たりの報酬総
額（年額、賞与含む。）の上限の額は 800 万円とし、各役員の報酬総額はその
範囲内で、理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員に対する一人当たりの報酬総額（年額、賞与含む。）の上限の
額は 600 万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定
する。
- 4 役員
の退職金及び退職慰労金は、別に定める学校法人國學院大學役員の退
職金及び退職慰労金に関する細則により支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定めた時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 賞与・年度末手当 毎年7月、12月及び3月
- (3) 退職金・退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 報酬は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費交通費を支給する。

2 役員が、職務の執行に当たって旅費交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が、退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解雇の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び国民の祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。